

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度産地主体型就農支援モデル確立事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

事業実施主体名

1 事業の目的

2 事業内容

区 分	実施時期	内 容	事業量 (単価、研修期間等)
1 産地受入協議会事業 (1) 産地受入モデル地区設置事業 (2) 産地受入条件整備事業 ア 研修実施経費 イ 機械施設等整備の経費 ウ 共同作業場の改修経費 2 新規就農者等受入準備支援事業 (1) 優良果樹園の維持管理 (2) 優良農地の受入条件準備	○年○月○日 ～○年○月○日		<記載例> 就農相談会の参加○○○円 PR 素材作成○○○円 視察研修・ツアー○○○円 <記載例> 40千円×○か月×○人(○月～○月) (機械・施設の名称、構造、能力等) <記載例> 品目：○○、○○千円×○○a ○○千円×○○a

(注)産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱別表の事業の内容に沿って、該当する事業区分のみ記載

3 経費の配分

区 分	算定基準額	負 担 区 分			備 考
		県 費	市町村	その他	
1 産地受入協議会事業 (1)産地受入モデル地区設置事業 (2)産地受入条件整備事業 ア 研修実施経費 イ 機械施設等整備の経費 ウ 共同作業場の改修経費 2 新規就農者等受入準備支援事業 (1) 優良果樹園の維持管理 (2) 優良農地の受入条件準備 計	円	円	円	円	

(注)産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱別表の事業の内容に沿って、該当する事業区分のみ記載

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
県 費	円	円	円	円	
市町村費	円	円	円	円	
そ の 他	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 産地受入協議会事業 (1)産地受入モデル地区設置事業 (2)産地受入条件整備事業 ア 研修実施経費 イ 機械施設等整備の経費 ウ 共同作業場の改修経費 2 新規就農者等受入準備支援事業 (1)優良果樹園の維持管理 (2)優良農地の受入条件準備	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

5 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由

（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に記載し、必要に応じて参考資料を添付すること。）

注：交付決定後に県内事業者への発注が困難となった場合は、その都度その理由等について県へ協議すること。

6 他の補助金の活用の有無（有・無）

いずれかに○を付け、「有」の場合は以下の欄に記入してください。

事業名	
事業内容	
補助事業所管部署名	
連絡先	

注) 当該年度に他事業を活用する場合に記載すること。

7 事業完了（予定）年月日
年 月 日

8 消費税の取り扱い

いずれかに○をする	一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者
-----------	---------------------------

9 添付書類

事業計画書を提出するときは、以下の（１）～（６）の資料を、実績報告書を提出するときは（１）及び（５）の資料を添付すること。（６）の資料は、事業計画書に添付する場合は、実績報告時は省略できるものとする。

- （１）事業費の詳細がわかる資料（事業計画書にあつては見積書、実績報告書にあつては領収書、売買契約書の写し等）
- （２）機械施設等の能力等がわかるカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、研修生が就農時に必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較、判断される資料
- （３）特定のメーカーの機種を選定する場合は「機種選定理由書」。
選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が研修生の将来の農業経営になぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。
- （４）農業協同組合等が機械施設等や共同作業場を貸与する場合は、契約書（案）及び賃貸料の算定が分かる資料を添付すること。
- （５）施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番及び建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）に基づき、予定している手続きを記載した資料。（実績報告書には、当該手続きを行ったことがわかる資料を添付すること。）
- （６）園芸施設共済等に加入した場合、そのことがわかる書類（ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を整備する場合のみ）

別紙

1 間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容

種目・項目 (機械・施設等 の名称)	融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようと する金額	償還年数	その他
			円	年	

注：記入欄は、必要に応じて追加すること。

年 月 日

市町村長 氏 名 様

職 氏 名

年度産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、………とする。

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱（令和3年3月30日付第202000326212号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則、要綱及び産地主体型就農支援モデル確立事業実施要領（令和3年3月30日付第202000326212号鳥取県農林水産部長通知）の規定に従わなければならない。

なお、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を国又は県が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書の添付書類に記載してある場合は、規則第25条第2項の承認を受けたものとする。

年 月 日

職 氏 名 様

職 住 所
氏 氏 名

年度産地主体型就農支援モデル確立事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金について、産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の額の確定額 (年月日付第号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注) 参考となる資料を添付すること。

様式第4号（第15条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度		〇〇年度～〇〇年度				交付された補助金名									
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
実施年度	事業実施主体	工種・構造・施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
								県費補助金	市町村費	その他					
合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。